



楽しかった思い出を胸に元気に巣立つ

美深幼稚園の2002年度修了証書授与式が3月14日に行なわれ、思い出を胸に38人の子どもたちが元気に巣立ちました。はじめてお母さんと離れ幼稚園へ入園してから2年が過ぎ、子供たちは大きく成長し、4月からいよいよ1年生です。

BIFUKA 2003
(平成15年)

4



まちの動き (2月末現在)
人口 / 5,915人 (- 9) ・ 世帯数 / 2,507世帯 (- 4)

ホームページアドレス
<http://www.town.bifuka.hokkaido.jp>

資源を大切に この広報誌は再生紙を使用しています。



勲四等旭日小綬章
美深町名誉町民
(株)山崎組代表取締役会長
前美深町議会議長

山崎幸一氏ご逝去

功績たたえ、しめやかに合同葬を執行

美深町名誉町民の山崎幸一氏が、去る3月1日午後7時10分、83歳の生涯をとりられました。

美深町では、故人の偉大な功績をたたえ深くご冥福をお祈りすると共に、3月22日正午から美深町文化会館COM100において、町と山崎組グループの合同葬がしめやかに執り行われました。

人柄がうかがわれるように近隣市町村長や議長、各界の代表者、関係者および多くの町民が参列し、最後のお別れを惜しみました。

山崎さんは、大正8年10月20日美深町に生まれ、若き日は陸軍士官学校で学ばれ、昭和20年から山崎組に勤務、昭和40年には取締役社長に就任。現在の山崎グループを築き上げると共に、建設業全体の発展にも大きく

貢献されました。

昭和26年に32歳の若さで美深町議会議員に初当選し、昭和38年には議長に就任され、以来平成11年に勇退されるまでの12期48年間の永きにわたり、地方自治に参画し、地域の発展はもとより地方自治の振興発展に尽力されました。

この間、全道の町村議会議長会会長2期8年間をはじめ、全道並びに全国の各関係組織の要職を務められるなど、本町のみならず全道のトップリーダーとして活躍されました。

こうした功績が高く評価され、平成11年11月には勲四等旭日小綬章が授与され、平成14年には美深町名誉町民の称号が推戴されています。ご多忙のところ会葬くださいました町内外の多くの皆さまに対し、お礼を申し



上げると共に、ここに謹んで哀悼の誠を捧げ、その安らかなご冥福を心からお祈り申し上げます。

故人の主な公職・団体歴

- 昭和26年4月から美深町議会議員(12期48年)
- 美深町議会議長
- (昭和38年5月、平成11年4月)
- 上川町村議会議長会会長
- 北海道町村議会議長会会長
- 全国町村議会議長会理事
- 全国町村議会議員共済会理事
- 全国豪雪地帯町村議会議長会会長
- 北海道町村議会議員公務災害補償等組合組合長
- 財団法人北海道市町村振興協会理事
- 全国過疎地域対策促進連



- 盟北海道支部理事
- 一般国道40号名寄・稚内間整備促進期成会会長
- 財団法人旭川建設業協会理事
- 旭川農業土木協会副会長
- 美深町建設業協会会長

主な栄誉

- 北海道知事表彰
- 林野庁長官表彰
- 北海道開発局長表彰
- 自治大臣表彰(自治功労)
- 北海道建設業協会表彰
- 全国町村議会議長会特別功労者表彰(自治功労)
- 地方自治法施行50周年記念自治大臣表彰(自治功労)
- 美深町開基1000年記念特別功労表彰(自治功労)
- 勲四等旭日小綬章
- 美深町特別功労表彰
- 美深町名誉町民

平成15年度から 介護保険料が変わります

地域の高齢者が、介護が必要になっても安心して生活ができるようにするために、わが町にどのような介護サービスがどのくらい必要なのか。また、その介護サービスを提供するために経費がどの程度かかり、その財源となる介護保険料の負担はどのくらいになるのか。

それらを決めるのが、3年ごとに作成する「介護保険事業計画」です。

平成15年4月から、この新しい計画が実施されることに伴い、介護保険料の基準額が現行月額3,440円から600円上乘せし、月額3,500円となります。

介護保険事業計画とは

本町では、平成15年からの第2期介護保険事業計画を作成したところですが、この計画は、3年ごとに見

直しをするものです。その中で、介護サービス量やどのようなサービスを確保するかなどについて具体的に盛り込むことになっています。

65歳以上の第1号被保険者の保険料の額は、この事業計画に基づいて見直しすることになっています。

この「介護保険事業計画」の作成にあたっては、住民（被保険者）の代表や関係機関、介護サービス事業者、学識経験者など介護保険にかかわる方々に広く議論をしていただいた中で、事業計画を作成しました。

事業計画の内容

平成15年4月からの第2期事業計画の内容は、現行の計画に引き続き、もし、体が不自由になって介護が必要になったときでも、住み慣れた自宅で安心して自

立した生活を営むことができるような体制づくりを目指しています。

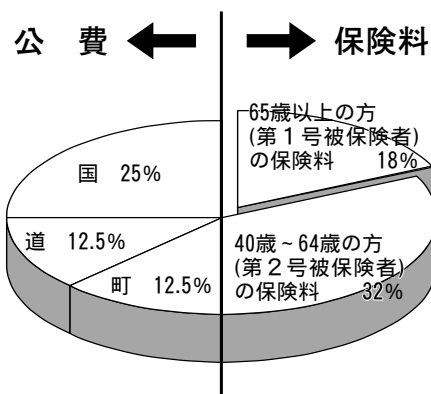
しかしながら、居宅介護が困難な場合には、施設を利用した介護サービスの提供に努めていきます。

《適正な保険料》

次期保険料の算定に当たっては、今後5年間の後期高齢者数(75歳以上の人口)の増加等に伴い介護サービスを利用する方も多くなることとが予想されます。

介護費用は、高額な施設サービスの利用が増えること、保険財政に大きく影響して65歳以上の方が納める保険料が高額化することになります。そこで、できる限り自立した生活が送れるよう、また、要介護状態にならないための対策として、介護予防生活支援事業と十分連携していくことを前提とし、介護保険料を決定しました。

介護保険給付費負担の内訳



財源の半分が保険料です

●介護保険制度に関する問合せ先●

保健福祉課 介護保険係

TEL 2-1611 (内線125)

平成15～17年度における段階別介護保険料

段階	所得区分	保険料算定方法	年間保険料(月額)
第1段階	生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者で 町民税が世帯非課税の方	基準額×0.5	21,000円 (1,750円)
第2段階	世帯全員が町民税非課税の方	基準額×0.75	31,500円 (2,625円)
第3段階	本人が町民税非課税の方	基準額×1.0	42,000円 (3,500円)
第4段階	本人が町民税を課税されていて、 合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	52,500円 (4,375円)
第5段階	本人が町民税を課税されていて、 合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	63,000円 (5,250円)

$$\text{介護保険料基準額} = \frac{\text{美深町の介護保険の年間総費用のうち第1号被保険者の負担分(18\%)}}{\text{美深町の第1号被保険者数}}$$

平成15年度

美深町総予算額 71億円

平成15年度予算総括表

会計区分	平成15年度	平成14年度	増減	前年対比	
一般会計	45億6,200万円	53億3,000万円	7億6,800万円	85.6%	
特別会計	国民会計	6億1,669万円	6億2,262万円	593万円	99.0%
	老人保健会計	7億3,725万円	7億5,875万円	2,150万円	97.2%
	簡易水道会計	4,825万円	5,061万円	236万円	95.3%
	下水道会計	2億8,074万円	2億7,365万円	709万円	102.6%
	介護保険事業会計	4億2,908万円	4億2,804万円	104万円	100.2%
	介護サービス事業会計	2億5,191万円	2億6,059万円	869万円	96.7%
水道事業会計	収益的収入	8,652万円	8,726万円	74万円	99.2%
	収益的支出	8,639万円	8,572万円	67万円	100.8%
	資本的収入	739万円	826万円	87万円	89.4%
	資本的支出	7,396万円	3,137万円	4,259万円	235.8%
	計	1億6,035万円	1億1,709万円	4,326万円	136.9%
合計	70億8,627万円	78億4,135万円	7億5,509万円	90.4%	

平成15年度の 予算が決まりました

3月3日から開催された第1回町議会定例会において、平成15年度予算が承認されました。

町の予算は、その1年間の収入と支出の見込みでできていて、収入を「歳入」、そして支出を「歳出」と呼びます。

今年1年間、どのような事業を計画し、それを行うのにどのくらいお金が必要なのか、さらに必要なお金をどのように工面するのか、といった計画が「まちの予算」となります。

ですから、この1年間に美深町がどんな仕事を行うか、としているのかは、予算を見ればわかるといえます。

今年度の 美深町の全体予算

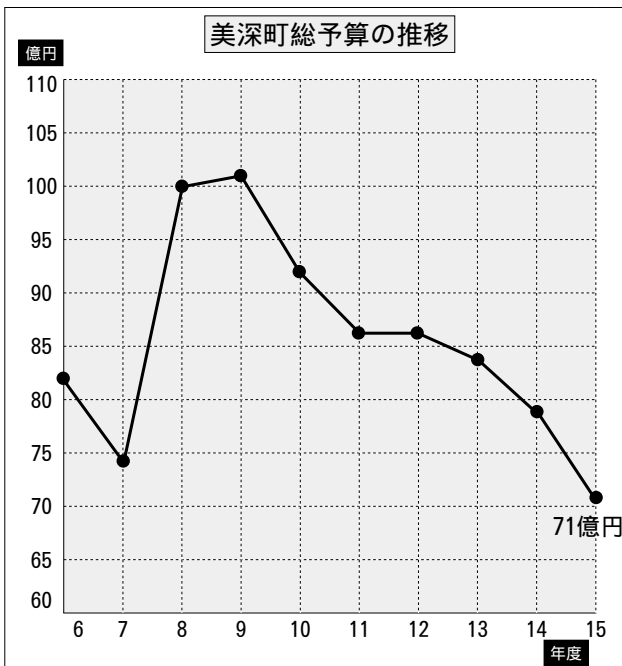
一般会計、特別会計、水道事業会計の予算総額は70億8,627万円。

本年度は町長選挙を控えているため、政策的な予算といわれる投資的予算は盛り込まれない骨格予算となっており、単純に前年度と比較はできませんが、地方交付税の大幅な減少（前年比7.7%、2億3,500万円の減）や町税収入の減少する一方で、町債（借金）の元利償還額がピークを迎えるなど、厳しい

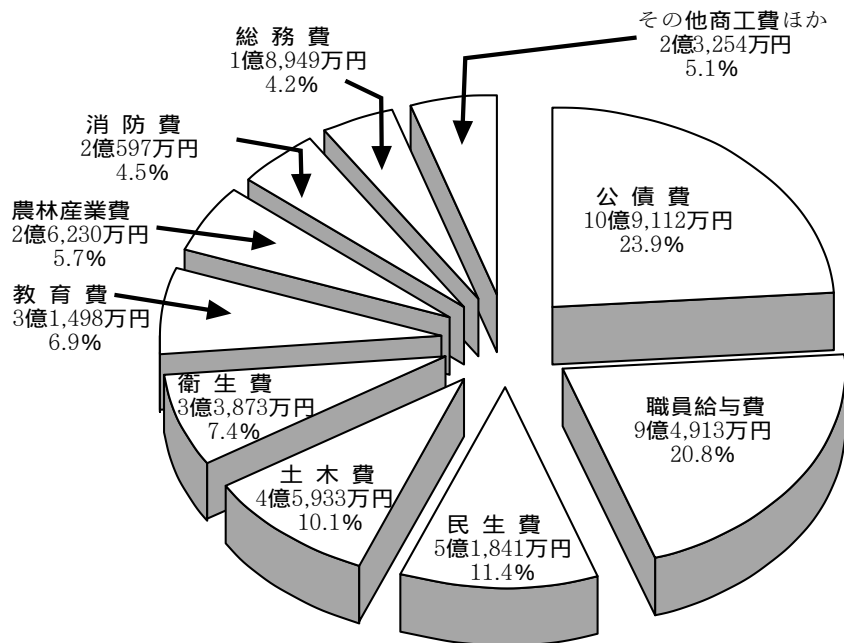
財政状況となっています。今年も厳しい町財政の現状を踏まえ、経常経費の削減に努め、住民の皆さんにも理解をいただき補助金などの見直しを行いながら、町の借金ともいえる「町債」の負担もできる限り抑制したものとなっています。

各会計の構成は、一般会計が全体予算の約65%を占めており、国民健康保険会計、老人保健会計、介護保険会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計の5つの特別会計が全体予算の約33%、水道事業が2%となっています。

美深町総予算の推移



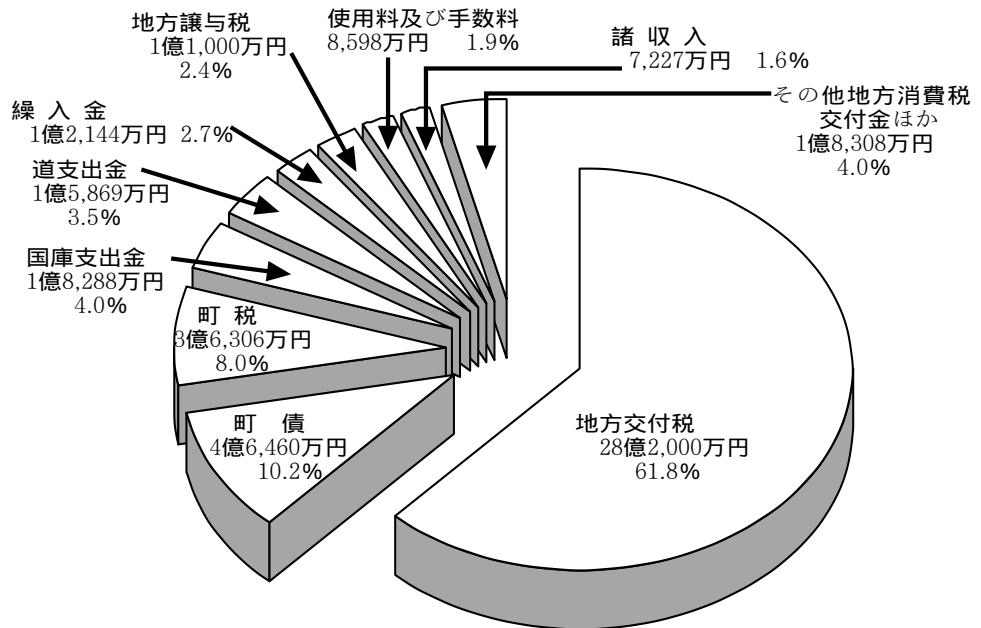
一般会計歳出 45億6,200万円



一般会計予算の内訳

美深町の予算の65%を占め、まちづくりの基本的な経費が中心として計上される一般会計は、45億6,200万円（前年度53億3,000万円）

一般会計歳入 45億6,200万円



000万円）となっています。

本年度の予算は、先ほどもお話ししたとおり、町長選挙があることから骨格予算となっており、政策的な予算は当初の段階では盛り込まれていません。選挙後、

体制が決まり第2回の町議会定例会で、投資的な事業が提案されることになりましたので、その際には改めてお知らせします。

歳入歳出の細かいそれぞれの項目については、円グラフをご覧ください。

◎町税の状況

区分	15年度予算額	14年度予算額	比較	前年対比
町民税	1億4,400万円	1億4,983万円	583万円	96.1%
固定資産税	1億6,856万円	1億8,404万円	1,548万円	91.6%
軽自動車税	691万円	679万円	12万円	101.1%
町たばこ税	4,359万円	4,169万円	190万円	104.6%
計	3億6,306万円	3億8,235万円	1,929万円	95.0%

また、本年度の主な事業の概要については、別冊の「今年のまちの仕事」に具体的に掲載してまいりますので、ご覧ください。

シリーズ

上下水道室

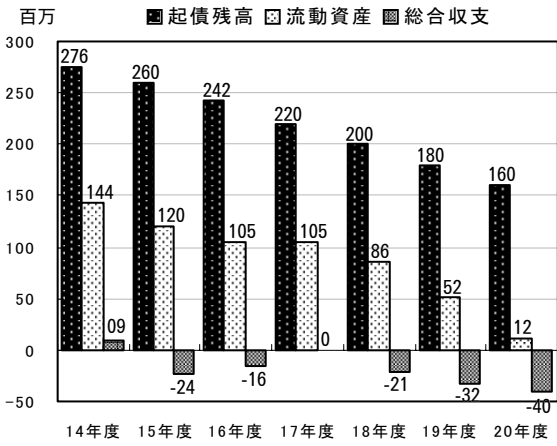
水のたより

No. 4

上下水道事業につきましては、住民の代表で構成されている「美深町上下水道経営審議会」において、経営状況などについて審議されています。これら審議内容についても今回よりお知らせいたします。

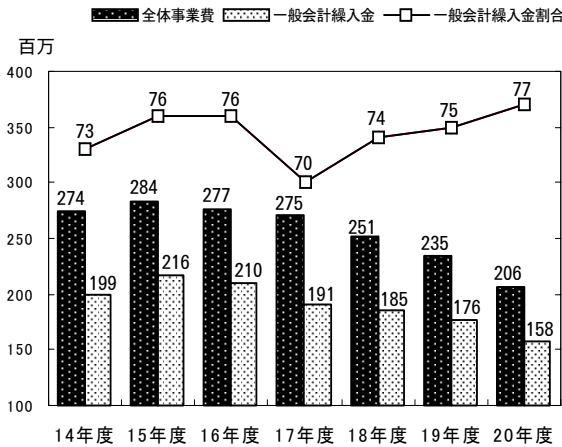
上下水道室では、平成20年度までを一区切りとし、上下水道事業財政を推計しています。
今回は、水道事業の資産と起債(借金)、下水道事業の一般会計繰入金の推移についてお知らせします。

上下水道事業の総合収支、資産(保有現金)、起債(借金)の推移 (図1)



総合収支は平成17年度に若干赤字となりますが、以降大きく赤字となります。また、借金も減りますが資産も0に近づく危険な状況が推測されます。

下水道事業会計への一般会計繰入金(町よりの補助)の推移 (図2)



平成15年度以降一般会計繰入金額は減ってきていますが、事業費に対する繰入金の依存率は上昇していきまます。

2月21日実施の経営審議会内容

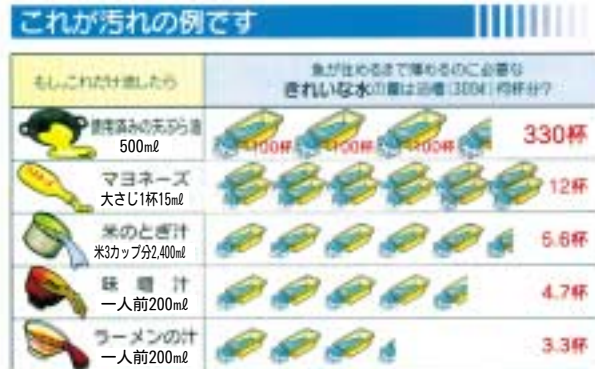
14年度事業報告
14年度における各事業決算見込を報告し、了承を得ました。
15年度事業報告
15年度において予定される各事業の計画、15年度予算の概要を説明、了承を得ました。
料金改定協議
簡易水道事業における農業用料金について、主に協議していただき次回開催を5月と決定しました。



今回は上下水道事業の資本的不足額の推計を主にお知らせいたします。

下水道への接続はお済みですか?

日常生活から出る生活雑排水は、自然環境を守るために、早急に下水道へ接続して下さい。



※油脂など栄養価が高いものは、「水に流す」と量はわずかでも、川を汚します。ここで言う「汚れ」は、栄養の多さを意味し、見た目の悪さとは必ずしも一致しません。

お問い合わせ
役場建設課上下水道室
2 - 1611
上下水道に関すること
水道係(内)148・167
下水道に関すること
下水道係(内)169

「おじゃまします！」



在宅介護
支援センターです！

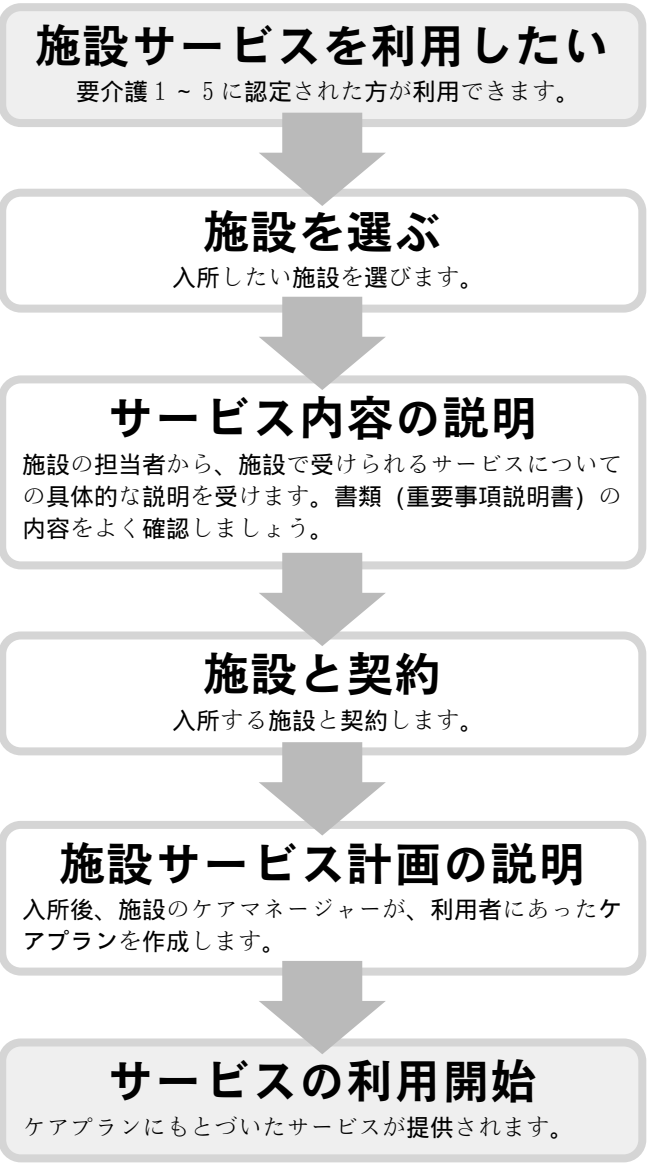
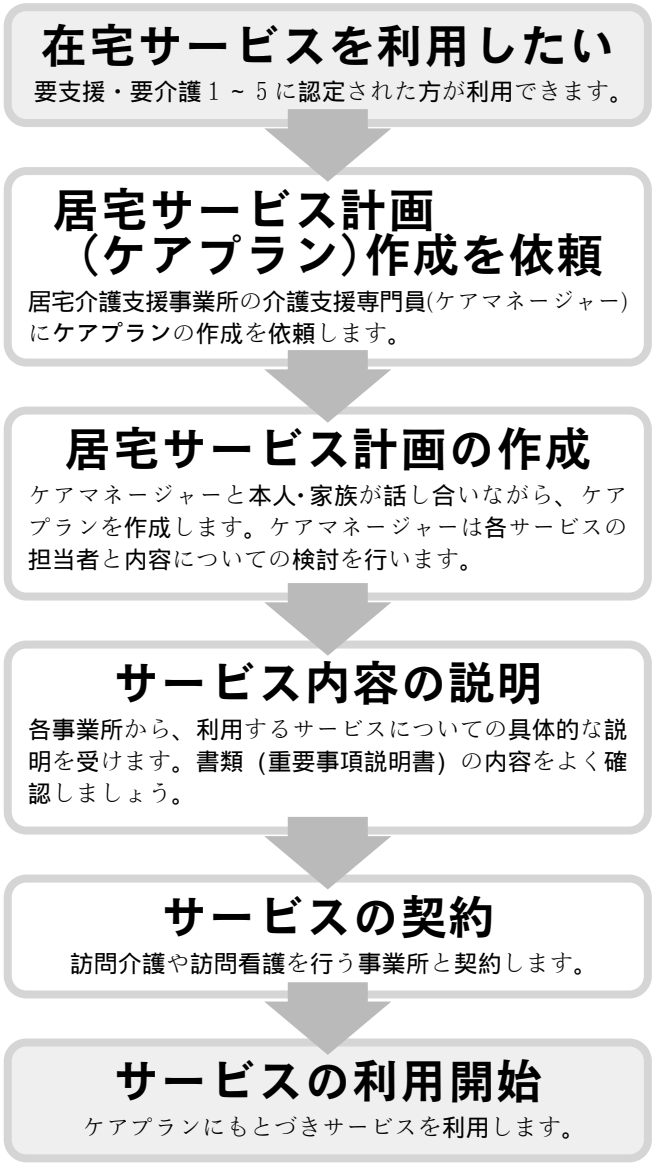
介護サービス
利用までの流れ

先月は、介護サービス利用のための申請から、利用希望者の要介護認定結果がでるまでの流れについて説明しました。

要介護度が認定されましたら、次は具体的に利用したいサービスを選んでいくこととなります。

介護保険のサービスには、在宅サービスと施設サービス、大きく分けて2種類があります。

それぞれのサービスを受ける流れについて、下の図をご覧ください。



**介護保険申請窓口
問い合わせ先**

- 役場保健福祉課介護保険係
TEL 2-1611(内)125
- 美深町在宅介護支援センター
TEL 9-2201

サービス利用の際には、利用するサービスの内容を具体的にまとめた「介護サービス計画（ケアプラン）」を作成することが必要となります。

在宅サービス利用の場合は居宅介護支援事業所のケアマネージャー（ケアプラン作成の専門の相談員）、施設サービスについては入所した施設でケアプランを作成していくこととなります。

ケアマネージャーに相談しケアプランを作成する費用は、全額介護保険から給付されますので自己負担はありません。



花粉症の季節！

日に日に暖かくなり雪解けが待ち遠しくなってきましたね。しかし、雪解けは春の訪れだけでなく、花粉症の方にとってはつらい季節でもあります。

花粉症は花粉に対するアレルギー反応で、「くしゃみ」「鼻水」「鼻づまり」が主な症状です。

元々アレルギーをもって居る人や花粉をたくさん浴びた人がなりやすいと言われてはいますが、これに当てはまらない人でも花粉症になってしまう人は多いようです。また、去年は大丈夫だったのに今年突然花粉症になってしまった、という人も珍しくないようで、今

は違うから大丈夫という訳ではありません。

花粉症対策の第一歩は、花粉が体に入ってこないようにすることです。春はどうしても花粉の量が多く、特に注意が必要です。また、花粉の量は昼から夕方にかけて多くなるので、外出を控えるか、その時間だけでも眼鏡やマスクをして、目や鼻に花粉が入らないようにしましょう。

外から帰ったときは、家に入る前に衣服や髪についた花粉を払い落とすようにすると良いです。また、顔や目を洗う、うがいを行うなど花粉を取り除くようにしてアレルギー症状を抑えていきましょう。

薬物療法

鼻水・鼻づまりなど症状を抑える対症療法

減感作療法

花粉エキスを注射して体を花粉に慣れさせる

手術療法

鼻の粘膜を焼いて、花粉が付着しづらくするなど、症状や重症度に合わせた治療があります。つら

い症状をただ我慢するのではなく、上手に付き合いなから、花粉症の季節を乗り越えていきましょう。



リハビリ教室に来てみませんか？

リハビリ教室が始まって十数年が経ちました。個人の機能訓練や参加者同志の交流などの活動を続けています。リハビリをしたいという方、教室に参加してみませんか？バスで送迎もしています。

【対象】脳卒中後遺症者及び進行性の疾患をもった方

【場所】保健センター
【日時】木曜日・9時から
参加希望の方は、役場保健福祉課係 2・16

11(内197)までご連絡ください。

年金窓口から

平成15年度の国民年金保険料は据え置かれます

平成15年度の国民年金保険料額は、平成14年度と同額の1万3千3百円に据え置かれます

《お得な「前納制度」をご利用ください》

国民年金保険料の納付方法には、一定期間分を一括して納めることにより割引

される、お得な「前納制度」があります。

前納すると、その期間に

国民年金保険料が割引

されるので、お得ですし、

納め忘れの防止にもなります。

平成15年度の国民年金保険料1

1

住民課
戸籍年金係
☎2-1611
内線121番

平成15年度の移動年金相談の日程

平成15年度に社会保険事務所が開設する、社会保険事務相談の日程が次のように決まりました。

時間は9時30分から午後3時までとなっています。どうぞお気軽にご相談ください。

社会保険相談所開設日程表

美深町役場	名寄市商工会議所	名寄市役所
6月11日(水)	4月16日(水) 5月7日(水)	5月20日(火) 6月17日(火)
9月10日(水)	7月2日(水) 9月2日(水)	7月15日(火) 8月19日(火) 9月17日(火)
12月10日(水)	12月2日(火)	10月21日(火) 11月18日(火) 9月16日(火)
3月10日(水)	1月7日(水) 2月3日(水) 3月2日(水)	1月20日(火) 2月17日(火) 3月16日(火)

こちら警察署

美深警察署
☎ 2・1110

新入学(園)児の交通事故防止

新入園・新入学のシーズンです。学校や幼稚園に初めて通う子供たちにとって道路には多くの危険が潜んでいます。各家庭はもちろんのこと地域ぐるみで子供たちを交通事故から守りましょう。

交通ルールは、被害に遭わないための大切なきまりです。保護者の方が日常生活の中でお手本を示しながら

らしつかり教えてあげると共に、通学・通園路と一緒に歩いて、危険な場所や車の動きなどについて分かりやすく教え、安全な行動がとれるように指導してください。

特に
信号が青になっても、あわてないで車が止まるのを確認してから道路を渡る。道路には絶対飛び出さない。

自転車・オートバイの盗難被害防止

春を迎え、自転車やオートバイを利用する機会が多くなると、盗難被害も増加します。大切な自転車やオートバイを盗まれないよう

丈夫な鍵を取り付け、確実にロックする。
オートバイには、ハンド

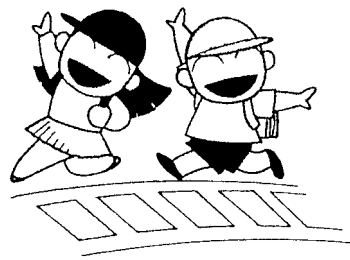
ルロックをすると共に、盗まれたときの早期発見

のため
防犯登録
が大切です。
防犯登録は、指定された販売店で登録を行っています。登録すると、登録番号や車体番号から持ち主がわかるので、万一盗難にあっても返ってくる可能性が非常に高くなります。

など、指導を徹底してください。

また、通学路での危険な行動など見かけたら、周りの大人も注意してあげてください。

ドライバーの皆さんも子供たちを見かけたら、自然にアクセルをゆるめ、慎重な運転を心がけてください。



自転車やオートバイの防犯登録をしていない方は、すぐに登録をしましょう。自転車の登録は5000円で10年間、オートバイの登録は9000円で7年間登録されます。



消防署

だより



春の全道火災予防運動が始まります

火災発生は冬季に多いと感じますが、実は3〜5月の春季が一番多く発生しています。

平成13年中の全国の出火件数63,591件のうち春季の発生が20,200件・全体の31.7%を占めています。

春は空気が乾燥し易く、小さな火でも取扱いを誤ると火災になる危険性が大きい。そのため、火気使用の際には充分注意して下さい。

【消す心 置いてください】火のそばに「スローガン」に、4月20日より同30日まで春の全道火災予防運動が始まります。

(美深町は5月31日まで引続き実施) 運動期間中は朝8時頃よ

り、消防指令車で防火広報を行う予定ですが、皆様のご家庭や職場におかれましても、今一度火気設備の点検をお願いします。

平成15年度上半期
危険物取扱者・消防設備士
試験日程

危険物取扱者試験
第1回/名寄市他

平成15年5月25日(日)

・願書受付/平成15年4月7日〜4月15日

第2回/旭川市他

平成15年7月27日(日)

・願書受付/平成15年6月12日〜6月20日

名寄会場は第3回(10月26日)も実施予定

消防設備士試験

第1回/旭川市他

平成15年7月27日(日)

・願書受付/平成15年6月12日〜6月20日

なお、下半期も含めて4月下旬に回覧予定の「消防だより」に再度掲載致します。

受験願書及び不明点ありましたら、美深消防署予防係までお問い合わせ下さい。

美深消防署
2 1 1 3 6

暮らしのお知らせ

このコーナーには、皆さんの暮らしに役立つ情報を掲載しています。くわしくはそれぞれの問合先へご連絡ください。

役場 (代表)
☎ 2 - 1 6 1 1



耳の日
(3月3日)

生活

春は異動の季節。住所の変更は確実に

春は、大学への進学や就職・転勤などの異動の季節です。

町外からの転入や転出、また町内での転居などがあれば、本人か世帯主(または代理人でも可)が必ず届出ください。

また、国民年金や国民健康保険に加入している人も手続きが必要です。必要書類などを整理のうえ、お早めに手続きください。

転入届
転入した日から14日以内に、転入証明書を添えて役場住民課に届出てください。

転出届
町外へ住所を移すときは、

転出する前に手続きを行ってください。国外への転出を除き「転出証明書」を交付します。その後、転出先で転入の手続きを行ってください。

転居届

美深町内で、住所を変更したときは転居した日から14日以内に届出てください。

役場住民課戸籍年金係
2・1611(内)121

転入・転出される場合は、建設課上下水道室にもご連絡を

転入されたときは、使用開始日・使用者名などをご連絡下さい。

転出される時(水道の使用を休止するとき)は、事前(1週間前)にご連絡を下さい。なお、水道は引越しの当日まで使用できます。ご連絡していただくことは、住所・お客様の氏名・

水道使用者番号・転居される日時・転居先住所・電話番号などです。

また、家を新築なさるとき、または家の改築や旅行などで長い間水道を使用されないときもご連絡をお願いします。

連絡・問い合わせ先
役場上下水道室水道係
2・1611(内)148

狂犬病予防注射を必ず受けましょう

平成15年度の犬の登録と狂犬病予防注射を次の日程で実施しますので、生後91日以上の犬を飼っている方は必ず受けてください。

《飼犬の登録》
新たに犬を飼われた方は、30日以内に登録が必要です。
登録料/3000円

飼犬の登録は生涯1回となります。

《登録内容の変更届出を》
飼い主の方は、登録した内容に次のような変更が生じたときは、役場に届出をしてください。
犬が死亡したとき
飼い主の変更があったとき

《狂犬病の予防注射》
狂犬病予防注射は、毎年1回受けなければなりません。

日程/左表のとおり
対象/生後91日以上の畜犬

注射料/3040円
《鑑札と狂犬病予防注射済票は、犬の首輪につけるようにしましょう》

美深町では、放し飼いにされている犬で鑑札などがつけられていない場合は、野犬と見なし処分をします。

自分の愛犬が不幸なことにならないためにも、飼い主の皆さんは十分ルールを

守って正しく犬を飼いましょう。

《問い合わせ先》
届出・登録
役場住民課環境係
2・1611(内)141

注射
上川北農業共済組合美深診療所 2・1014

届け出

土地取引には国土法に基づき届け出が必要です

美深町内における10,000㎡以上の土地取引には、国土利用計画法に基づく届出が必要です。

平成15年度狂犬病予防注射日程

月日	場所	時間
4月17日(木)	仁字布コミュニティセンター	13:30~13:40
	東改善センター	14:10~14:30
	南改善センター	14:40~15:00
	川西改善センター	15:10~15:30
	富岡改善センター	15:40~15:50
4月18日(金)	吉野地区農作業準備休憩施設	16:00~16:20
	清水地区農作業準備休憩施設	13:30~13:40
	楠公民館	13:50~14:00
	東北公民館	14:10~14:20
	恩根内センタープラザ	14:30~15:10
	大手改善センター	15:20~15:30
4月19日(土)	西紋改善センター	15:40~16:00
	斑溪改善センター	16:10~16:30
4月19日(土)	美深リサイクルセンター前	9:30~12:00
	(美深町役場北側)	13:00~16:00

当日都合の悪い方は、6月30日までに上川北農業共済組合美深診療所にて受けて下さい。

法務局より

無料登記相談所の
終了について

平成8年4月から皆様にご利用いただいております無料登記相談所については、本年3月をもって終了することになりました。
なお、法務局では、登記・供託に関する手続きについて、次によるサービスを実施しておりますので、ご利用ください。

登記・供託インフォメーションサービス
FAX 0166・59・2561
インターネット
http://info.moj.go.jp

●携帯電話iモード
http://keitai-info.moj.go.jp

※また、美深郵便局に設置してありますFAX装置による謄抄本等の請求手続きも3月をもって廃止となります。

●お問い合わせ先
旭川地方方法務局名寄支局
01654・2・2349

コミュニティ助成金でテーブル購入

第5町内会（内山利彦会長）では、このほど、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の適用を受け、第5コミュニティセンターの会議室用テーブルを購入しました。

この事業は、宝くじの普及広報事業費として受け入れる宝くじ受託事業収入を財源として、住民の行うコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報を目的として行われているものです。

今回購入したのは、会議用テーブル45台です。町を通じて230万円の助成を受けます。

第5町内会では、コミュニティセンターを使用して多くの取り組みを進めておりますが、今回のテーブル購入により、より一層のコミュニティの充実が期待されます。

役場庁舎トイレの紙タオル廃止します

役場庁舎内のトイレには手拭用紙タオルが設置されていますが、ゴミの減量化のため4月から廃止することになりました。

町民の皆さんにはご迷惑をお掛けするかもしれませんが、ご協力をお願いします。

美深町役場総務課

3月の物価の動き

品目	単位	本月価格			前月価格 平均	変動 率	前年同月 価格平均
		最低	最高	平均			
玉ねぎ	100g	16.6	20.5	18.3	13.7	4.6	14.7
きゃべつ	100g	18.0	35.5	26.7	26.4	0.3	14.7
さんま	100g	50.0	175.0	96.6	66.1	30.5	92.7
豚肉	肩肉100g	118.0	158.0	131.3	131.3	0.0	118.0
砂糖	スズラン印 1kg詰	150.0	198.0	172.8	172.8	0.0	183.7
サラダ油	ポリ1.6ℓ	398.0	498.0	448.0	448.0	0.0	460.5
鶏卵	中玉10個	158.0	198.0	171.3	164.7	6.6	168.0
とうふ	1丁	78.0	130.0	96.0	96.0	0.0	102.0
しょう油	キッコーマン 1.0ℓ	298.0	328.0	305.5	305.5	0.0	308.0
灯油	配達1ℓ	48.0	48.0	48.0	48.0	0.0	45.0
ガソリン	レギュラー1ℓ	105.0	105.0	105.0	105.0	0.0	102.0

消費者モニター調（単位：円）

地球にやさしい電話帳をめざして…

回収します 古い電話帳

NTT東日本では資源保護のため、古い電話帳から新しい電話帳をつくるリサイクルを行っています。

新しい電話帳（4月上旬からお届け予定）をお届けした際に、古い電話帳を配達員にお渡しください。また、ご不在などでお渡しいただけなかった場合は、再度お伺いいたしますのでタウンページセンタまでお電話ください。

皆様のご協力をお願いいたします。

タウンページセンタ 平 日/午前9時～午後8時
土曜祝日/午前9時～午後5時
フリーダイヤル 0120-506-309

平成15年度

固定資産税課税台帳の縦覧

町内に固定資産（土地・家屋）をお持ちの方に、平成15年度の固定資産税の基礎となる評価額などが記載されている固定資産税課税台帳を次により縦覧します。

なお、固定資産税課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、公示日から納税通知書を受け取った後60日までの間に、固定資産評価審査委員会に文書で審査の申し出をすることができます。

■縦覧期間/4月1日(火)から9月30日(火)まで
(土・日曜日、祝祭日を除く)

■縦覧時間/午前9時から午後5時まで

■縦覧場所/役場財政課

問合せ先

役場財政課税務係
TEL2・1611(内)117・189

※課税台帳の閲覧はいつでもできます。(手数料300円)